

豊中市提案型空き家利活用リフォーム助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する空き家の利活用の促進を図るため、新しい活用方法の提案を募集し、その提案を実現するために必要な改修工事等について助成金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)助成対象工事等 本要綱で定める助成金の交付を受けて行う改修工事等をいう。
- (2)助成対象建築物 助成対象工事を行おうとする若しくは行われた建築物をいう。
- (3)助成対象事業 豊中市提案型空き家利活用リフォーム助成事業審査会の審査において選定された事業をいう。
- (4)助成事業者 助成金の交付の決定を受け助成対象工事及び助成対象事業を実施しようとする者をいう。

(助成対象建築物)

第3条 助成対象建築物は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1)本市の区域内に存し、現に居住その他の使用がなされていないものであること。
- (2)一戸建ての住宅、長屋住宅、共同住宅及び寄宿舍に該当するものであること。(店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合を含む)
- (3)この要綱に基づく助成金の交付を受けていない建築物であること。ただし市長が認めるときはこの限りでない。
- (4)国又は地方公共団体等が所有するものでないこと。
- (5)原則として、建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けて建築されたものであること。
- (6)昭和56年6月1日以降に着工した建築物であること。ただし、昭和56年5月31日以前に着工したもののうち、耐震診断や耐震改修工事が実施されずすでに地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合することが確認されているもの及び耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施するものも対象とする。

(助成事業者)

第4条 助成事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1)助成対象事業を5年以上継続して実施する意思があること。
- (2)助成対象事業に必要な実施体制及び能力を有していること。
- (3)豊中市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同上第2号に規定する暴力団(等)でないこと。
- (4)助成対象工事及び助成対象事業を行うことについて、助成対象建築物の所有者と合意形成が図られていること。
- (5)助成対象工事及び助成対象事業を実施する上で、関係する法令等を遵守し、関係機関からの指導、助言について適切に対応すること。
- (6)助成対象事業において、政治、宗教活動を行わないこと。
- (7)助成対象事業を実施する上で、周辺環境に十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めること。
- (8)助成対象事業について、助成事業者のホームページや看板、その他広告物等を用い積極的に情報発信すること。なお、本要綱に基づく助成金の交付を受けた事業であることを表示すること。
- (9)助成対象事業の進捗や活動状況等に関し、市が開催する報告会で事業報告を行うこと。

(助成対象工事等)

第5条 助成対象工事等は次の各号に掲げるものとする。ただし、助成対象工事等のうち国又は地方公共団体から

助成金を受けられる工事(市長が必要と認めるものをのぞく。)については助成の対象としない。

- (1) 台所、浴室、洗面所及び便所の改修工事
- (2) 給排水、電気及びガスの設備の改修工事
- (3) 壁紙、床の仕上げ等の内装その他造作の改修工事
- (4) 屋根、外壁等の外装又は断熱改修工事
- (5) 耐震改修工事
- (6) バリアフリー改修工事
- (7) 家財の撤去
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める工事

2 前項の助成対象工事等を施行するものは、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いているもの(個人事業者を含む。)でなければならない。ただし、助成事業者が自ら施工する場合はこの限りでない。

(助成対象費用)

第6条 助成金の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、助成対象工事等に要する費用とする。ただし、消費税相当額は、助成対象費用に含めることができない。

2 助成事業者が助成対象工事等を自ら施工する場合は、助成対象費用は、材料費、撤去・処分費及び専門的な工事として委託に要する費用とする。ただし、消費税相当額は、助成対象費用に含めることができない。

(助成金の額)

第7条 次の助成対象建築物の助成金の額は次に掲げる範囲内とする。(1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその金額をきり捨てるものとする。)

- (1) 戸建ての住宅又は長屋住宅 200万円
- (2) 共同住宅又は寄宿舍 500万円ただし共用部分の改修については上限300万円

(交付の申込み)

第8条 助成対象事業者は、助成金交付申込書に、次の各号に掲げる書類を添えて、助成対象工事等に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 空き家の概要書
- (3) 事務、事業企画提案書
- (4) 助成対象工事計画図面
- (5) 助成対象工事等に係る見積書及び積算表
- (6) 助成対象工事等工程表
- (7) 助成対象工事等の着手前の状況を示す写真
- (8) 助成対象建築物所有者の合意書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定し、助成事業者に対し助成金交付決定通知書により通知するものとする。

(助成金の交付申込みの取下げ)

第10条 助成事業者は、前条の規定による決定通知に係る助成金等の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に申込みの取下げをすることができる。

2 前項の取下げしようとする者は、取下届を市長に提出しなければならない。

3 第1項の取下げがあったときは、第9条の規定による助成金の交付の決定がなかったものとみなす。

(決定の変更等)

第11条 助成事業者は、第9条の規定による助成金の交付決定の通知後において当該助成対象工事もしくは助成対象事業の内容を変更または中止しようとするときは、助成金交付変更承認申込書その他必要な書類を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更の承認の申込みがあった場合は、市長は内容の審査を行い、適当と認めるときは、承認を行い、助成金交付変更承認通知書により助成事業者に通知するものとする。

(着手届)

第12条 助成事業者は、助成金交付決定通知書を受領後、速やかに助成対象工事等に着手するものとし、着手したときは、直ちに着手届を提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、当該助成対象工事等が完了したときは、速やかに助成対象工事等事業実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1)改修工事後の設計図書(変更・修正等がある場合に限る)

(2)改修工事等に要した費用の支払に係る領収書の写し

(3)改修工事等に要した費用が分かる明細書の写し

(4)改修工事写真(各部位ごとに工事が適切に施行されたものが分かるもの)

(5)その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第14条 市長は、前条の助成対象工事実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、改修工事が適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第15条 助成事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、助成金交付請求書を市長に提出し、助成金の交付を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第16条 市長は、前条の助成金交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に助成金を交付するものとする。

(帳簿等の整備)

第17条 助成事業者は、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

2 助成事業者は、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(報告、立入調査等)

第18条 市長は、助成対象工事等の実施状況等の確認に必要な限度において、助成事業者、助成対象工事等を施工する者に対し、報告を求め、又は助成対象建築物への立入調査その他必要な指示をさせることができる。

2 市長は、助成対象事業の実施状況等について、助成金交付決定日から5年を経過するまで1年毎に報告を求めることができる。また、助成対象建築物への立入調査をすることができる。

3 助成事業者は助成対象事業を廃止する場合、廃止届を速やかに提出しなければならない。

(助成の取消し等)

第19条 助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は助成金の交付の決定の全部または一部を取消することができる。

(1)この要綱に違反したとき。

(2)虚偽その他不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。

(3)市長の承認を受けずに助成対象工事等または助成対象事業を変更又は中止し、若しくは事業の遂行を見込めないとき。

(4)当該工事支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5)その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第20条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金を既に交付しているときは、助成金返還命令書により、期限を定めてその返還を命じるものとする。ただし、自然災害その他のやむを得ない理由によって事業継続が困難となった場合についてはこの限りでない。

(加算金及び延滞金)

第21条 助成金の交付を受けた者は、第19条の規定による取消しに関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

3 助成金の交付を受けた者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 第1項の加算金又は前項の延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏じゅん年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(申込書等の書式)

第22条 この要綱による申込書等の様式については、市長が別に定める。

(細目)

第23条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から実施する。